

第 3 工場・事業場に対する規制、指導等

1. 騒音に係る届出状況

騒音規制法及び岩手県生活環境保全条例に基づく届出状況は表 46 のとおりです。

平成 18・19 年度の法に基づく届出は、平成 18・19 年度ともありませんでした。

また、条例に基づく届出は、平成 18 年度に 2 件、19 年度に 5 件の施設設置届がありました。

これにより平成 19 年度末の総事業場数は、193 事業場 451 施設となっています。

表 46 騒音規制法及び岩手県生活環境保全条例に基づく特定施設等の届出状況

番号	施設名		騒音規制法		岩手県生活環境保全条例	
			施設数	事業場数	施設数	事業場数
1	騒音規制法及び岩手 県生活環境保全条例	金属加工用機械	30	15	-	-
2		空気圧縮機及び送風機	52	20	26	26
6		穀物用製粉機	1	1	-	-
7		木材加工機械	36	17	43	27
9		印刷機械	22	6	-	-
10		合成樹脂用射出成形機	3	1	-	-
5	岩手県生活環境保全 条 例	冷凍機	/		170	46
6		冷却塔			38	16
7		パナ			30	18
合 計			144	60	307	133

2. 振動に係る届出状況

振動規制法に基づく届出状況は表 47 のとおりです。

平成 18・19 年度の法に基づく届出はありませんでした。

平成 19 年度末の総事業場数は、43 事業場 89 施設となっています。

表 47 振動規制法に基づく特定施設等の届出状況

番号	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	27	19
2	圧縮機	37	14
6	木材加工機械	7	4
7	印刷機械	15	5
9	合成樹脂用射出成形機	3	1
合 計		89	43

第4 特定建設作業

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音、振動を発生する作業であって、くい打機、さく岩機などの機器の使用を伴う、政令で定められたものをいいます。

これらの機器を使用する作業は、法により規制対象となりますが、比較的短期間で終了することから、規制の方法は、夜間や日曜休日における作業の禁止などに主眼が置かれています。

表48は、特定建設作業実施届出状況の経年変化を示したものです。

表48 特定建設作業実施届出状況の経年変化

年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
くい打機を使用する作業	2	4	1	7	2	0	0	1	0	0
さく岩機を使用する作業	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0
バックホウを使用する作業	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0
トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
ブレイカーを使用する作業	0	0	0	1	0	1	0	0	1	2
合 計	3	4	2	9	2	5	0	1	2	2